

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による一定の一団の土地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………

……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………

○港湾施設の供用中止……………(港湾局港湾経営部経営課)……………

訓令(教)

○東京都立学校職員服務規程の一部改正……………

○東京都立学校職員出勤記録整理規程の一部改正……………

告示(公)

○警備員等の検定の実施(二件)……………

○警備員指導教育責任者講習の実施……………

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………

……………(環境局総務部環境政策課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

●東京都告示第千二百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

新宿区西新宿一丁目二十六番一

平成二十九年七月二十六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百九十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に静岡県田方郡函南町及び京都府京都市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十九年七月十八日

●東京都告示第千三百号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十九年八月十八日

東京都知事 小池 百合子

種類 名称 規模 所在地 中止期間

岸壁 フェリ 延長一九三メ 江東区有 平成二十九年八月

一ふ頭 一トル水深A 明四丁目 月二十一日から

岸壁 P(-)七・五 十五番三 平成三十三年三月三十一日まで

(一) 第一メートル 地先

棧橋 フェリ 延長二一八メ 江東区有 同右

一ふ頭 一トル水深A 明四丁目

棧橋 P(-)七・五 十五番二

(二) 第一メートル 地先

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第八号

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校

東京都立学校職員服務規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十八日

東京都教育委員会

第十条に次の一項を加える。

2 職員のうち、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）第二条第二項に規定する者（以下「教育職員」という。）は、下校しようとするときは、職員カード等により、自ら下校時間の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

2 職員のうち教育職員は、週休日又は休日に登校したときは、職員カード等により、自ら登校時間の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。

第十三条第二項中「、校長及び教員（助手、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員を含む。）」を「教育職員」に改める。

附則

- この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。
- 東京都立大島高等学校、東京都立大島海洋国際高等学校、東京都立新島高等学校、東京都立神津高等学校、東京都立三宅高等学校、東京都立八丈高等学校及び東京都立小笠原高等学校については、当分の間、この訓令による改正後の東京都立学校職員服務規程第十条第二項及び第十一条第二項の規定は適用しない。

●東京都教育委員会訓令第九号

- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 都立特別支援学校
- 都立中学校

東京都立学校職員出勤記録整理規程（昭和三十六年東京

都教育委員会訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十八日

東京都教育委員会

別表九の項中

ウ	時間単位（「年」の右横は、時間数）	年
エ	時間単位（「年」の右横は、時間数）	年
オ	時間単位に引き続いて時間単位を取得したとき（「半」の右横は、時間単位の時間数）	半
カ	時間単位に引き続いて半日単位を取得したとき（「半」の左横は、時間単位の時間数）	半

改め、同表十七の項を次のように改める。

イ	育児時間（「育」の右横は、時間数）	育
ロ	別表二十九の項を次のように改める。	
ハ	二十九 介護時間（「介」の右横は、時間数）	介
ニ	別表三十三の項を次のように改める。	
ホ	三十三 部分休業（「部」の右横は、時間数）	部

附則

この訓令は、平成二十九年九月一日から施行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第269号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する

規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月18日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

- 検定の実施期日及び時間
 - 学科試験

平成29年11月18日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで
 - 実技試験

平成29年12月9日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで
- 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場
- 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定
- 検定予定人員

60名
- 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成29年10月10日（火曜日）及び同月11日（水曜日）の2日間

<p>午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年10月18日 (水曜日) から同月20日 (金曜日) までの 3 日間</p> <p>日) までの 3 日間</p> <p>午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第 9 条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1 通</p> <p>イ 写真 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2 葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各 1 通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>	<p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第270号 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年 8 月18日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 平成29年11月18日 (土曜日) 午前 8 時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成29年12月 9 日 (土曜日) 午前 8 時30分から午後 4 時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番 5 号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第 1 条第 5 号の警備業務 (核燃料物質等危険物運</p>	<p>搬警備業務に係るものをいう。) に係る規則第 4 条に規定する 2 級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成29年10月12日 (木曜日) 及び同月13日 (金曜日) の 2 日間</p> <p>午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年10月18日 (水曜日) から同月20日 (金曜日) までの 3 日間</p> <p>午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第 9 条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1 通</p>
---	--	--

<p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成29年10月4日（水曜日）から同月13日（金曜日）までの7日間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に</p>	<p>係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成29年8月31日（木曜日）及び同年9月1日（金曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法</p>
<p>●東京都公安委員会告示第271号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年8月18日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p>		

<p>受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成29年9月15日(金曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ウ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p>	<p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p>	<p>(1) 受講料納入の受付期間 平成29年9月25日(月曜日)及び同月26日(火曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <hr/> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出 に つ い て</p> <p>東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十九年八月十八日</p> <p style="text-align: center;">東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>株式会社村尾組 代表取締役 村尾 浩代 福生市大字福生千二百十三番地</p>
---	--	--

二 対象事業の名称

株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十九年八月二十一日

四 工事完了の予定年月日

平成四十九年八月二十日

五 届出日

平成二十九年八月一日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年八月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年八月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 オダキューオーX玉川学園店

二 店舗所在地 町田市玉川学園二丁目二十一番九号

三 設置者名

小田急電鉄株式会社

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

五 変更前の設置者の代表者名

山木 利満

六 変更後の設置者の代表者名

星野 晃司

七 変更日

平成二十九年四月一日

八 届出日

平成二十九年七月二十日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十九年八月十八日から同年十二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

小田急小山ヶ丘ショッピングセンター(ミスターマックス町田多摩境ショッピングセンター)

二 店舗所在地

町田市小山ヶ丘六丁目一番十号

三 設置者名

小田急電鉄株式会社

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

五 変更前の設置者の代表者名

山木 利満

六 変更後の設置者の代表者名

星野 晃司

七 変更日

平成二十九年四月一日

八 届出日

平成二十九年七月二十日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十九年八月十八日から同年十二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

原宿クエスト

二 店舗所在地

渋谷区神宮前一丁目十三番十四号

三 設置者名

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

四 設置者住所

千代田区外神田四丁目十四番一号

五 変更前の設置者の代表者名

牧 貞夫

六 変更後の設置者の代表者名

中川 裕

七 変更日

平成二十八年六月二十一日

八 届出日

平成二十九年七月二十四日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十九年八月十八日から同年十二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

時までを除く。

- 一 店舗名 アクアシテイお台場
- 二 店舗所在地 港区台場一丁目七番一号
- 三 設置者名 三菱地所株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 三菱地所株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 杉山 博孝
- 七 変更後の設置者の代表者名 吉田 淳一
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか五十八名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか五十六名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか十一名
- 十一 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前二丁目二十二番十六号(株式会社アニエスベージャパン)ほか
- 十二 変更後の小売業者の住所 港区六本木一丁目八番七号(株式会社アニエスベージャパン)ほか
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 モニカ・メルツ (日本トイザラス株式会社) ほか
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 アンドレ・A・ジェイブス (日本トイザラス株式会社) ほか
- 十五 変更日 平成二十九年五月二十一日ほか
- 十六 届出日 平成二十九年八月三日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

十八 縦覧期間

振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 平成二十九年八月十八日から同年十二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年八月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年八月十八日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
Tip, s 町田ビル
- 二 店舗所在地 町田市原町田六丁目七番八号

三 設置者名

みずほ信託銀行株式会社
 中央区八重洲一丁目二番一号

四 設置者住所

午前十一時

五 変更前の開店時刻

午前十時

六 変更後の開店時刻

午後八時

七 変更前の閉店時刻

午後九時

八 変更後の閉店時刻

平成二十九年九月六日

九 変更日

平成二十九年七月三十一日

十 届出日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧場所

平成二十九年八月十八日から同年十二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001